

基本方針 5

【 安全で安心な調布の教育環境の整備を推進する 】

社会の少子高齢化の流れに反して、教育人口のさらなる増加が見込まれるとともに、学校施設をはじめ社会教育施設の老朽化が進む調布市にあって、子どもの就学人数に応じた教室数の確保や教育環境の整備、老朽化の進む施設を安全、安心の観点から見直し、的確に整備を進めることが求められている。

そのために、教育人口の推移や施設の老朽化の状況を的確に把握するとともに、調布市公共建築物維持保全計画に則り、着実に事業を推進する。

＝基本方針5を設定した意図＝

少子高齢化現象の進む日本社会にあって、調布市は、その状況を異にしている。教育委員会が行っている教育人口推計調査によると、推計ができる今後6年間にわたり、教育人口は小学校・中学校ともに増加していく。この人口増加に伴う教室の確保は、緊急の課題であり、計画的に対応していかなければならない。

また、教育施設の老朽化も進んでいる。調布市の人口急増期に建築した施設の改修が必要な状況となっており、安心・安全の観点からも、調布市公共建築物維持保全計画に則り、調布市すべての公共施設において、計画的に進めていかなくてはならない。

一方、このような施設整備にあたっては、室内化学物質対応を確実に行っていかなくてはならない。調布市においては、過去に学校教育施設供用にあたり、室内化学物質に起因する問題が発生した。それを教訓に、公共施設における室内化学物質対応マニュアルを作成し、室内化学物質に対しての対策を万全に行っており、このことは今後も継続していかなくてはならないことである。

このような中で、基本方針5では、安全で安心な調布の教育環境の整備を推進する、を柱とし、施策につなげていくこととした。

施策 21 教育人口の増加に伴う計画的な学校教育施設の整備に向けた取組

調布市では教育人口が増加傾向にあり、学校によっては教室の不足が予想される状況にある。そのため、教育人口推計調査結果を基に、計画的に校舎の増築等を行い、教室が不足するような状況を解消していく。

主要事業 122 小・中学校増築工事の実施

《事業のねらい》

校舎を増築することにより、就学人数に応じた教室数を確保するとともに、特別支援学級を設置し、適切な学習環境を整備する。また、併せて学童クラブとユーフォー事業で使用する教室の設置を行うことにより、児童が放課後に安心して遊べる環境を整備する。

【5年間の取組予定】 ■推進プログラム事業（事業主管課：教育総務課，社会教育課）

平成19～21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度～
推進プログラム(前半)	推進プログラム(後半)			【調布市次期基本構想に基づく計画事業】
	次期基本構想に基づく計画事業の策定			
実施	調布市公共建築物維持保全計画により事業を推進			-----▶

主要事業 123 教育人口推計調査の実施

《事業のねらい》

将来の市立小・中学校児童・生徒数を推計することにより、学校の教室数の確保，学校施設の計画的な整備などに反映させる。

【5年間の取組予定】 ○継続事業（事業主管課：学務課）

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施 -----▶				

施策 22 教育施設の老朽化対策に向けた取組

調布市の学校施設は、児童・生徒数が急増した昭和40年代から昭和50年代を中心として整備が行われてきたため、建設後30年を経過した施設が約70%を占めるなど、施設の老朽化が進んだ状況となっている。また、社会教育施設についても同様に老朽化が進んでいる。そのため、安全で良好な施設環境を保持できるよう、計画的に維持保全を行う。

主要事業 124 学校施設の維持・保全の実施

《事業のねらい》

防水、外壁、給水管、受変電設備、防災設備、給食設備等の維持保全工事を計画的に実施することにより、安全かつ良好な学習環境を維持する。

【5年間の取組予定】 ■推進プログラム事業 (事業主管課:教育総務課)

平成19～21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度～
推進プログラム(前半)	推進プログラム(後半)			【調布市次期基本構想に基づく計画事業】
	次期基本構想に基づく計画事業の策定			
実施	調布市公共建築物維持保全計画により事業を推進			

主要事業 125 図書館分館の整備の推進

《事業のねらい》

図書館分館は老朽化が進んだ状況になっている。そのため、安全で良好な施設環境を保持できるよう、計画的に改修を行う。

【5年間の取組予定】 ■推進プログラム事業 (事業主管課:図書館)

平成19～21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度～
推進プログラム(前半)	推進プログラム(後半)			【調布市次期基本構想に基づく計画事業】
	次期基本構想に基づく計画事業の策定			
実施	調布市公共建築物維持保全計画により事業を推進			

主要事業 126 公民館の施設整備の推進

《事業のねらい》

建設後35年が経過する東部公民館をはじめ、西部公民館や北部公民館においても老朽化が進んでいる。そのため、計画的に改修を行い、安全で良好な施設環境の中で市民の学習活動、地域活動を進める。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課:公民館)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施	調布市公共建築物維持保全計画により事業を推進				

主要事業 127 郷土博物館施設の整備

《事業のねらい》

郷土博物館は昭和49年に開館し、35年以上が経過する中で、施設の老朽化が顕在化しているため、計画的に維持保全を行う。また、年々増加する資料への対応等の機能面での充実、国史跡の整備に伴うビジターセンター機能の必要性など、中長期的視点にたった博物館のあり方を検討する。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課:郷土博物館)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施	調布市公共建築物維持保全計画により事業を推進				

主要事業 128 実篤記念館の設備の維持保全に向けた整備の推進

《事業のねらい》

実篤記念館の劣化した設備を改修して、良好な設備等の維持と美観を保持し、入館者の快適な利用に供する。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課:実篤記念館)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施	調布市公共建築物維持保全計画により事業を推進				

主要事業 129 八ヶ岳少年自然の家の管理運営

《事業のねらい》

昭和58年に開設した施設であるため、施設（外構含む）の老朽化が進んでおり、設備系を含む施設全体の改修も視野に入れながら、計画的に維持保全を実施していく。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課：社会教育課)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施	調布市公共建築物維持保全計画により事業を推進 -----▶				

施策 23 良好な学習環境の整備に向けた取組

衛生面や安全性など様々な面で配慮された施設にするとともに，時代の要請に応じた施設環境となるよう計画的に整備を進め，一人一人の児童・生徒が確かな学力を身につけ，安心して学習に励むことができる環境の整備を図る。

主要事業 130 空調機器設備整備の推進

《事業のねらい》

小・中学校に平成5年以前に設置された空調機(151台)について，5年間(30台ずつ)で更新し，その後の維持管理を含めた整備事業をリース契約(10年間)で行う。併せて空調機が未設置である図書室に順次設置する。

【5年間の取組予定】 ■推進プログラム事業 (事業主管課:教育総務課)

平成19～21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度～
推進プログラム(前半)	推進プログラム(後半)			【調布市次期基本構想に基づく計画事業】
	次期基本構想に基づく計画事業の策定			
実施	調布市公共建築物維持保全計画により事業を推進 →			

主要事業 131 水飲栓の直結給水化事業の推進

《事業のねらい》

児童・生徒が夏でも冷たい水を飲むことができるようになるなど水道水のおいしさをより実感できるように，学校の水飲栓を貯水槽水道方式から直結給水方式に順次切り替えていく。

【5年間の取組予定】 ■推進プログラム事業 (事業主管課:教育総務課)

平成19～21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度～
推進プログラム(前半)	推進プログラム(後半)			【調布市次期基本構想に基づく計画事業】
	次期基本構想に基づく計画事業の策定			
実施	調布市公共建築物維持保全計画により事業を推進 →			

主要事業 132 校庭の芝生化事業の推進

《事業のねらい》

近隣への埃対策，ヒートアイランド現象の緩和及び環境教育を推進するため校庭の一部芝生化を実施する。また，子どもの体力向上と心の育成につなげる。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課:教育総務課)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施 →				

施策 24 シックハウス対策に向けた取組

学校におけるシックハウス対策については、室内化学物質対応マニュアルやチェックシートを作成し、適切な換気に努めるなどの対応を行っている。

しかし、室内空気中に含まれる化学物質による健康影響については、いまだ解明されていない部分もあり、また、換気以外に有効な対策が期待できない状況にある。そこで、児童生徒の健康への影響を防ぐため、シックハウス対策を継続するとともに、シックハウス対策に関する情報収集に努め、良好な学習環境をつくる。

主要事業 133 臨時室内環境衛生検査の実施

《事業のねらい》

机、椅子、コンピュータ等、新たな学校用備品の搬入等に当たっては、搬入後に臨時室内環境衛生検査を実施する。また、一定規模の改修工事等を行った際には、厚生労働省が示す 13 物質以外に T-VOC(総揮発性有機化合物)を測定し暫定目標値が指針値以下であることを確認してから供用を開始する。これにより、児童・生徒の健康への影響を取り除く。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課:教育総務課)

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施	----->			

主要事業 134 安全な消耗器材等の購入の推進

《事業のねらい》

児童・生徒の健康への影響を防ぐため、学校で使用する消耗器材(塗料等)、補修用原材料(ベニヤ等)及び備品類(机・椅子)については、室内空気を汚染する化学物質の発生のない、若しくは最も少ないものを採用する。また、ホルムアルデヒド放散量について、日本工業規格(JIS)及び日本農林規格(JAS)で規格化されているものについては、最も厳しい規格である最上位規格品(F☆☆☆☆)を使用する。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課:教育総務課)

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施	----->			